

家畜衛生 いずも

島根県東部農林水産振興センター出雲家畜衛生部(出雲家畜保健衛生所)

〒699-0822 出雲市神西沖町 918-4 TEL(0853)43-7900 FAX(0853)43-2801

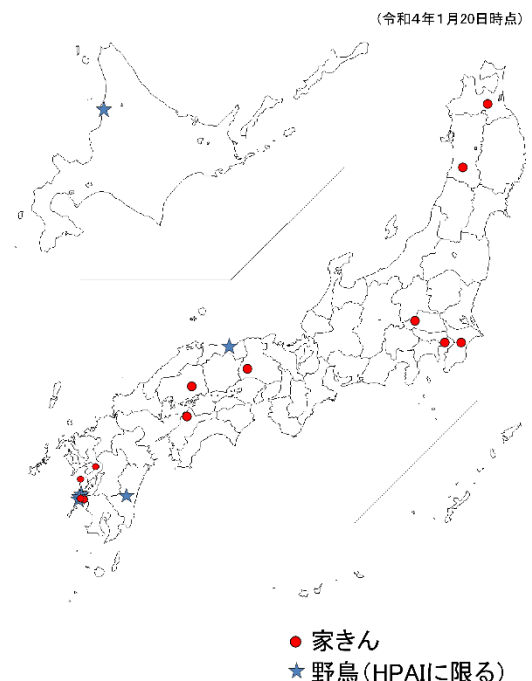
国内で高病原性鳥インフルエンザや豚熱が発生しています！

高病原性鳥インフルエンザは昨シーズンの大発生から引き続き今シーズンも続発している状況にあります(1月20日現在9県14事例)。また、豚熱は国内に深く浸潤し、12月25日に発生した宮城県の事例では、関連農場を含め11県26農場で殺処分が行われました。一方、国内未発生であるもののアジア全域に浸潤しているアフリカ豚熱は、空港検疫所での持ち込み貨物での摘発例は枚挙にいとまがなく、人流が復活するアフターコロナでのさらなる侵入が懸念されるところであります。加えて、“春の季語”口蹄疫も忘れてはなりません。

もはや、言うに及びませんが、伝染病発生予防には、農場内に病原体を持ち込まないのが最上の対策であります。こうした対策は先に挙げた伝染病は元よりですが、国内に從來ある伝染病にも有効であり、ひいては生産性に寄与するものと思われます。

コロナ禍で生産活動も様々困難が伴うとは存じますが、どうか今一度、次の特に重要な7項目について、経営者の方から従業員の皆様まで、衛生対策に万全を期していただきますようお願い致します。

令和3年度 高病原性鳥インフルエンザ国内発生状況



① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

④ 畜舎に立ち入る者の手指消毒等

⑤ 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用

⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

⑦ ねずみ及び害虫の駆除



定期報告書

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの国内での発生を受け、平成23年4月家畜伝染病予防法が改正され、愛玩目的も含めて家畜を飼養(所有)している方は、**定期報告書**(飼養頭羽数など)を毎年、県(家畜保健衛生所)に報告していただくことになっております。

今年も、報告の時期となりましたので、次のとおり提出をよろしくお願いいたします。

1. 報告対象となる家畜

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし

家さん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)

2. 報告内容

令和4年2月1日現在の飼養状況

※詳しくは、同封の資料をご覧ください。

3. 報告期限

令和4年2月28日(月)

4. 提出方法

出雲家畜保健衛生所に提出(持参、郵送、ファックス)してください。

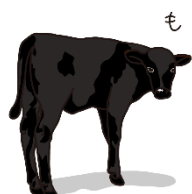
または、農協を経由して提出できます。詳しくは、同封の資料をご覧ください。



5条検査

島根県では、家畜伝染病予防法第5条に基づき、牛のヨーネ病検査を実施しています。検査予定は、以下の通りです。対象地域の畜産農家および関係機関の皆様には、ご協力をお願いいたします。

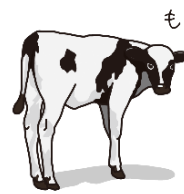
年度	5条検査対象地域
R4年度	奥出雲町(旧横田町)
R5年度	奥出雲町(旧仁多町)、雲南市(旧吉田村および旧掛合町)
R6年度	雲南市(旧吉田村および旧掛合町を除く地域)、出雲市(旧斐川町)
R7年度	出雲市(旧出雲市)、飯南町(旧頓原町)
R8年度	出雲市(旧出雲市および旧斐川町を除く地域)、飯南町(旧赤来町)



検査対象牛 : 24ヵ月齢以上の搾乳牛および繁殖牛等

検査項目 : ヨーネ病抗体検査(採血をして検査します)

検査費用 : 1頭あたり800円



ヨーネ病とは

牛等に**頑固な下痢を引き起こす伝染病**です。原因はヨーネ菌という細菌で、全国で多数の感染牛が確認されており、**ワクチンや治療法がない病気**です。本病の防疫対策には、患畜及び保菌牛の摘発と殺処分、汚染物の徹底した消毒が必要です。

飼養衛生管理基準

昨年度(令和2年10月)に改正されたばかりの飼養衛生管理基準ですが、国内における豚熱、高病原性鳥インフルエンザの多発を受けて、今年度(令和3年9月)に更に一部改正となりました。

昨年度および今年度の飼養衛生管理基準の主な改正点

- 飼養衛生管理マニュアルの作成
- 衛生管理区域内での愛玩動物の飼育禁止
- 衛生管理区域に立ち入る者の手指の洗浄と消毒の義務化
- 衛生管理区域専用の衣服及び靴の使用
- 畜舎に立ち入る際の手指の消毒又は畜舎専用手袋の使用
- ねずみ及び害虫の駆除
- 衛生管理区域から退出する人・車両・物品の消毒
- 大規模農場においては、畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置



上記の改正点について、ご不明な点がございましたら家畜保健衛生所にご相談ください。

※飼養衛生管理マニュアルの作成について牛・鶏においても令和4年2月に施行となりますので御注意ください。マニュアルのひな形を巡回の際に配布させていただいておりますが、ご不明な点がございましたらご相談ください。その他、立入禁止パネルの配布を希望する方は、家畜保健衛生所まで連絡をお願いします。



しまね獣医師ネットワークをご存知ですか？

島根で働く獣医師を増やすための活動に協力、賛同していただける方々のネットワークができました！島根県獣医師会の SNS で島根の獣医師の活躍する姿を紹介しています。ぜひお子さん、お孫さんとご一緒に見てみてくださいね。2月20日14時から BSS で島根の獣医師を特集したテレビ番組も放映されるそうですよ！当所職員や管内の農家さんも出演予定です。応援よろしくお願いします！

左から、ツイッター、インスタ、
TikTok の QR コードだよ



繁殖技術研修会が開催されました

11月11日に飯南町の来島牧場で繁殖技術研修会が開催されました。これは、前日に北海道の酪農学園大学と島根県が締結した「産業動物及び公務員分野の獣医師育成に係る連携協定」に基づいて開催されたもので、酪農学園大学の堂地学長をはじめ、家畜改良センター鳥取牧場、石井動物病院、島根県畜産技術センターの先生方に、受精卵移植、



OPU(生体内卵子吸引)について教えていただきました。出雲家保管内の若手の移植師さんのほか、各家保の職員、家畜診療所の先生方も参加され、非常に有意義な研修会になりました。今回の経験をそれぞれの職場に持ち帰り、更なる繁殖技術の向上に役立てていただけることを期待しています！



指導に当たる堂地学長

家畜人工授精所を開設されているみなさまへ

●「家畜人工授精師等の種付け成績の報告」について

令和3年12月28日付けで管内家畜人工授精所に依頼文書をお送りしているところです。報告締め切りを**令和4年1月31日**としていますので遅れないように提出してください。

●「家畜人工授精所における業務に関する報告書」について

この報告の依頼文書は令和4年3月頃にお手元に届く予定です。報告締め切りは令和4年4月末ですが、日頃から、精液、受精卵の譲渡等記録簿の整理をお願いします。

(1) 特定家畜人工授精用精液等の報告書

令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間の精液または受精卵の生産、譲渡、利用等された**本数**を記載してください。また、報告にあたっては、

- 令和3年12月末時点での保存数量
- 令和3年3月末時点の保存数量

の記載が必要になりますので注意してください。

(2) その他の家畜人工授精用精液等の報告書

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に家畜人工授精所で家畜人工授精用精液または家畜受精卵を譲受または譲渡した**件数**を記入してください。



新型コロナウイルスの感染拡大が心配な日々が続いていますが、家畜の感染症も人の感染症も「持ち込まない、拡げない、持ち出さない」を意識した対策が大切です！